



◆国民年金保険料の納付は口座振替・前納がお得です。

国民年金保険料の納付には、一定期間まとめて納付することによりお得な割引があります。

納付方法は、現金（納付書）納付のほか、クレジットカード、口座振替による方法もあります。

口座振替の場合、現金やクレジットカードで納めるよりも割引額が大きく、一番お得な納付方法となっています。

口座振替の申込みは、「口座振替申出書」に必要事項を記入、押印し、お近くの年金事務所（郵送可）または口座振替を行う金融機関、郵便局の窓口に提出してください。

「口座振替申出書」は年金事務所、役場住民課窓口、日本年金機構HPにもあります。

【納付方法別の納付額（例）令和2年度保険料の場合】（ ）内の金額が割引額です。

	現金・クレジットカード ^{（注1）}	口座振替	申出提出期限
通常納付（翌月振替・納付）	16,540 円	16,540 円	
早 割（当月末振替）		16,490 円	
6カ月前納（4月～9月）	98,430 円 （▲810 円）	98,100 円 （▲1,130 円）	令和2年 2月末
〃（10月～翌年3月）			令和2年 8月末
1年前納	194,960 円 （▲3,520 円）	194,320 円 （▲4,160 円）	令和2年 2月末
2年前納 ^{（注2）}	383,210 円 （▲14,590 円）	381,960 円 （▲15,840 円）	令和2年 2月末

保険料は毎年度変わります。

注1 現金・クレジットカードでの納付は4月中であれば手続き可能です。

注2 令和2年度保険料16,540円の12カ月分と令和3年度保険料16,610円の12カ月分の合計です。

610 円の12カ月分の合計です。

年金生活者支援給付金 請求書送付用封筒見本 ↓



年金生活者支援給付金制度 の手続きはお早めに！

新たに年金生活者支援給付金のお受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から順次、請求可能な旨のお知らせが送付されています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し郵送または役場住民課窓口に出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月からさかのぼって受け取ることができます。

なお、厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。

このような電話があっても、口座番号等の個人情報をお答えすることのないようにご注意ください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。



お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-27-1611